

静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象

○本庁検査

工事の種類	検査対象
土木工事	対象なし (土木工事は、すべて事務所検査とする)
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上） 及び低入札価格調査対象工事

○主管事務所検査

土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上の工事
静岡土木事務所	清水港管理局	
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	

農林土木工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
東部農林事務所	賀茂農林事務所 富士農林事務所	4,000万円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外の主たる工種が ICT 施工による土工並びに舗装維持修繕工
中部農林事務所	志太榛原農林事務所	
中遠農林事務所	西部農林事務所	

建築・設備工事

検査事務所	所管する事務所	検査対象
沼津土木事務所	下田土木事務所 熱海土木事務所 富士土木事務所	6,000万円未満（設備工事にあつては、3,000万円未満）
静岡土木事務所	島田土木事務所	
浜松土木事務所	袋井土木事務所	

注意事項

- 1 金額は、当初契約金額